

友愛幼稚園園則

第1章 総則

(目的)

第1条 この幼稚園は、教育基本法および学校教育法に基づき幼児を保育し適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。

(名称)

第2条 この幼稚園は、友愛幼稚園という。

(位置)

第3条 この幼稚園は、仙台市青葉区上愛子字下遠野原 15 番 59 号に置く。

(入園資格)

第4条 この幼稚園に入園することのできる者は、満 3 歳に達した日の翌日以降における最初の学年の始めから学校就学の始期に達するまでの幼児とする。

第2章 保育年限、保育期、休業日および保育時間

(保育年限)

第5条 この幼稚園の保育年限は、2 年、3 年および 4 年未満とする。

(保育期)

第6条 1 年を次の 3 保育期に分ける。第 1 保育期は 4 月 1 日から 7 月 31 日まで、第 2 保育期は、8 月 1 日から 12 月 31 日まで、第 3 保育期は 1 月 1 日から 3 月 31 日まで。

(休業日)

第7条 本園の休業日は、次の通りとする。

- (1) 日曜日
- (2) 土曜日
- (3) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (4) 夏期休業 7 月 18 日から 8 月 23 日まで
- (5) 冬季休業 12 月 20 日から 1 月 12 日まで
- (6) 春期休業 3 月 20 日から 4 月 10 日まで
- (7) その他園長が必要と認めた日

(保育時間)

第8条 保育時間は、午前9時30分から午後2時までとする。
ただし、季節により変更することがある。

第3章 保育内容、定員、学級数および教職員組織

(保育内容)

第9条 保育内容は、健康、人間関係、環境、言葉、表現の領域からなる。

(収容定員)

第10条 本園の園児の収容定員は、120名とする。

(教職員組織)

第11条 本園の教職員組織は、次の通りとする。

園長 1 名、教諭 3 名以上、学校医 1 名、学校歯科医 1 名、学校薬剤師 1 名、
事務職員 1 名以上

2 本園に必要な応じて副園長を置くことができる。

第4章 入園、退園、休園、修了および報賞

(入園許可)

第12条 入園は、園長がこれを許可する。

(出願手続)

第13条 入園志望者は、所定の申込書に所要事項を記入のうえ、園長に提出しなければならない。

(入園手続)

第14条 入園の許可を受けた者は、別に指定する日までに必要書類を提出して入園手続をしなければならない。

2 前項に定める手続が指定する日までに行われなときは、入園許可を取り消すことがある。

(退園、休園)

第15条 退園または休園しようとする者は、その理由を記して保護者から園長に願い出るものとする。

2 病気その他の理由により、他の園児に悪影響を及ぼすおそれのある者は、退園または休園させることがある。

(修了)

第 16 条 園長は、園児が所定の全課程を修了したと認めたときは、修了証書を授与する。

(報賞)

第 17 条 心身の発達が著しく他の模範となる者は、これを報賞することがある。

第 5 章 雑則

(雑則)

第 18 条 この園則の施行に関して必要な事項は、園長が別に定める。

付則. この園則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
ただし、入園料および入園申込料の額については、平成 13 年 10 月 1 日から施行する。

付則. この園則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

付則. この園則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

付則. (平成 20 年 7 月 24 日 理事会)
この園則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

付則. (平成 27 年 1 月 27 日 理事会)
この園則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

付則. (2019 年 9 月 24 日 理事会)
この園則は、2019 年 10 月 1 日から施行する。

付則. (2022 年 12 月 20 日 理事会)
この園則は、2023 年 4 月 1 日から施行する。